

第 1 章 通則

つがる西北五広域連合財政状況の公表に関する条例

平成 11 年 7 月 15 日
条 例 第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 243 条の 3 第 1 項の規定による財政状況の公表（以下「財政状況の公表」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第 2 条 広域連合長は、毎年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの財政状況の公表を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの財政状況の公表を 5 月 31 日までに行わなければならない。

2 災害その他やむを得ない事故により前項に定める日までに財政状況の公表をすることができなかつた場合においては、事故の止んだ後速やかに公表しなければならない。

(公表の内容)

第 3 条 財政状況の公表は、次の各号に掲げる事項を明らかにするとともに、11 月 30 日までに行う公表においては前年度の決算の状況を、5 月 31 日までに行う公表においては、同日の属する年度の予算の概要をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況。
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高。
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項。

(公表の方法)

第 4 条 財政状況の公表は、つがる西北五広域連合公告式条例（平成 11 年つがる西北五広域連合条例第 2 号）第 2 条第 2 項に定める掲示場に掲示して行う。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。